

し乍併其復権を歎願する事を得●復権請求を拒絶せらるゝ場合には其後一年を経されば再歎願するを得ず而して第二番目の拒絶あるに於て最早復権を得ざるものとす

第三十條 一千フラン若しくは其分數付きの株額面毎百に付き二フランの手續料を納むべし但し一決算紙票毎に二十フランを越ゆべからず●發行公債株式及び其他の非常の決算に於ては此手續料は額面毎百に付き一フランたる可し而して少くも其總高一フランより少なからず又二十フランより多かるべからず

第三十一條 此手續料の揚高并に下條に記す所の過料の揚高は次の如くに之を分給すべし●三分の二は普通を支辨し并に事務員規則に従ひ理事員及び雇人の給料及び印刷代此分給法には加入者は發言の權なし●三分の一は二萬五千フランクの高に至るまで積立金として拂込むべし第十三條(ろ)に云ふ如し

第三十二條 決算紙票の差出しに後るゝものは左の如き過料を仕拂ふものとす●第一會には五フラン●第二會には十フラン●第三會及び其以上には二十フラン

第三十三條 不正なる檢閲より起る過誤又は凡て餘計なる仕事を引起す所の過失は左の如く過料を課するものとす

第一會 五フラン

(い) 第二會 十フラン 五千フラン以下の
第三會及其以上 ものに對して
二十フラン

(ろ) 第一會 千分の一
第二會 千分の二 五千フラン以上の
第三會及び其以上 ものに對して
千分の四

第三十四條 誰れにても決算局の認可を経ざる一人と決算をなさんが爲め紙票を差出すものは左の過料を課せらるゝ可し●第一會二十フラン●第二會五十フラン●第三會及び其以上百フラン●第四會目の違犯者には除名權を實行する事を得●違犯者は前以て吟味せらるべし●過料及び除名の決議は累犯が六ヶ月の時日内に於てなさるゝ場合の外之を當て籍むる事を得ず

第三十五條 毎年六月二十日、若し祭日ならば其翌日に加入者は總集會を催し秘密投票を以て退職せんとする決算局員の撰擧を爲すべし●此撰擧に當りたる新員の入職するは七月一日を以てす●同日の集會を以て監督部は決算部の景况を報告し又受けたる議論あらは之に付て説明報告すべし

第三十六條 大會は少くも加入者の四分の一が署名を以て請求する時に十日間内に之を召

集開會すへし

第三十七條 總集會又は大會等の召喚狀は監督部之を發す可し召喚狀には當日決議すへき事件を記載すへし●監督部員は當日幹事役たる可し若し當日にして撰舉執行するの日はは集會人二人の撰舉檢定人を任命す

第三十八條 斯の如く召喚して集りたる加入者の總會は合名會社株主の總集會に認與せられたる凡ての權利を有し以て前條に明記せざる事に付ては普通會社集會に於て慣習的規則に従て之を處すへし●本規則に記定せられざる凡ての紛議はブルツセルプールの慣習に由て之を處分すへし

第三十九條 本規則は千八百八十二年八月二十五日より之を實行すへきものとす

千八百八十二年八月二日

ブルツセルに於て

第四章 市場の支配并に概況

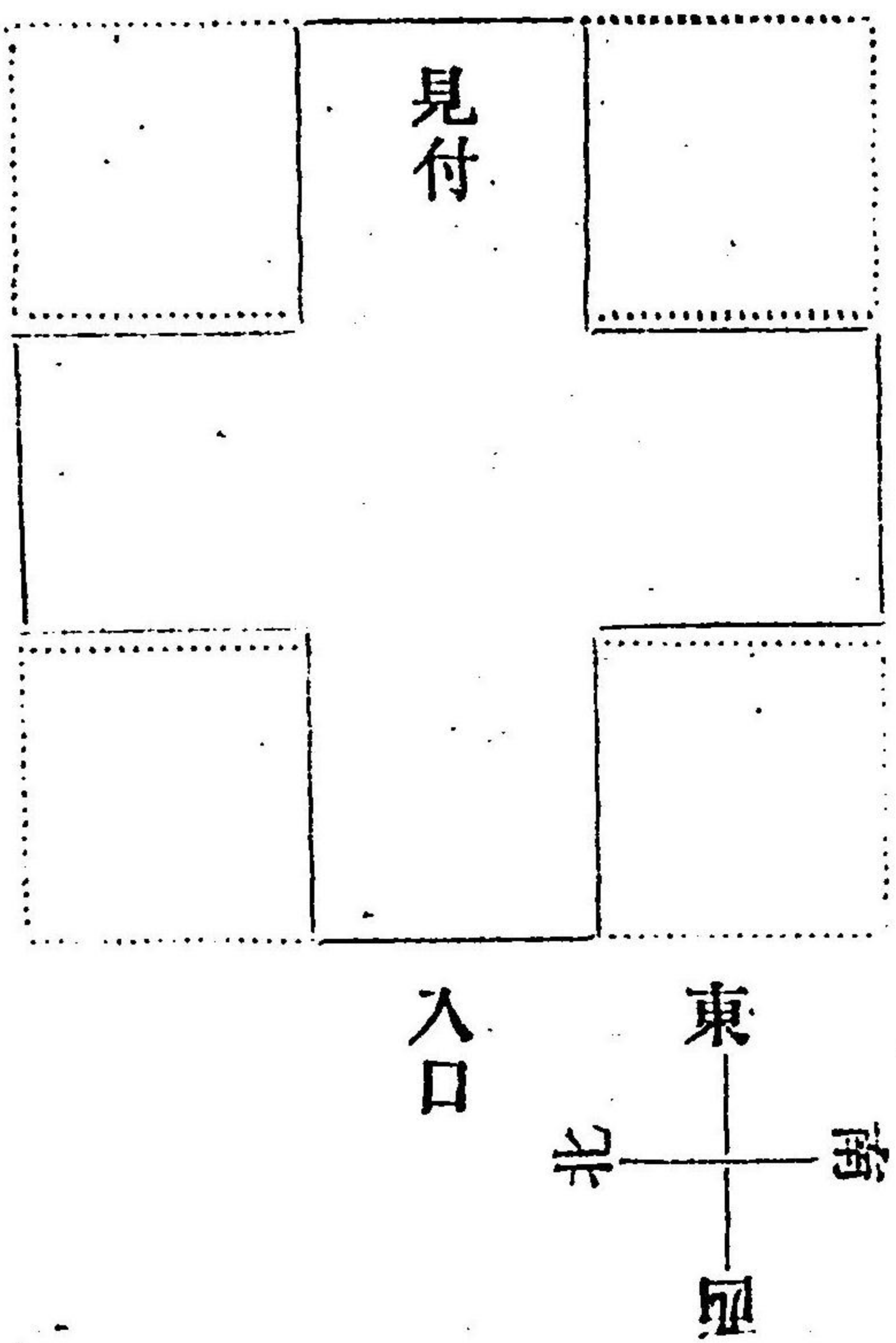
白耳義國のプールのスは商法に商業地方の商人、船長、仲買及び爲替商の集會なる旨を記し取締は一切市會に任す故にブルツセルのプールのスは巴里伯林のプールのスと異なり市會の發したる規則に基き仲買も市應にて許され會員も市應にて許され委員は又商業裁判所及び仲

買人集會の作りたる二撰舉人名簿に由り市參事會之を撰ぶ建物も亦市の共有なり伯林のプールのスが商人組合の下に立ち巴里のプールのスが仲買會社の左右に歸するとは其趣全く同しからず蓋しブルツセルのプールのスは創立甚た新しく或る一部の手に存せざるべからざるほどの由緒因縁なきに由るなるべし

國の位置は歐洲列國の中央に介し輸出入の貿易は非常に盛なり其の大きさ我九州位にして人口の土地に比べ過多なること殆んど世界第一とす然れども金融市場の勢力は未だ英佛獨塊に比肩するに至らざればプールのスの繁昌も亦た從て人後に落ちざるを得ず今茲に其のプールのスの組織を記して他と異なる所を明にす取引の法の如きは僅かに大様を畫き事の巴里伯林のプールのスに同じきものは略して載せず彼を以て此を推す寧ろ簡便なるに由るのみ

第五章 建物内部の區畫

ブルツセル府の中央に高く屹立せるプールのスの建物の外形は眞四角形にはあらざれども先づ四角なるものとなして天井と床板と突通しに相對する部分を畫き取るときは恰も赤十字社の紋の如し



點線を附せる四方の部分は天井床板の中間に一段を支へて二階あるものと知るべし南側を公債并に有價券類取引の所とし北側は穀類、油類、鐵物其他商品取引の所とし兩側各々パルケイを設く

パルケイの外に會員室あり結算局あり共に二階下にして衣服に例ればパルケイの兩袖に當るべし會員室は銀行家、資本家其他のもの、來り集まる所なり結算局は結算組合の仲間が互に現場定期の算用を爲す所なりパルケイは獨り仲買及び其代理人の入りて取引を媒介すべき一構とす

他の階上階下及び地下の諸室に電信事務局あり休飲食所あり使丁止宿室あり是等直接にブルス關係のものを除く餘の諸室は委員より賃料を取て望人に貸し渡す商法會議所の如きも亦二階の一部に在り

第六章 委員、裁決

ブルスに於て行ふ賣買取引の結果を以て有價券類の相場を決定するの土臺となす事、六名乃至十五名の委員をして支配せしむる事、商業裁判所より出す撰舉人名簿と市會議定の方法に従て開く仲買集會より出す撰舉人名簿と此二の名簿に基き市參事會が委員を撰む事、集會に列する仲買は少くも三年引續き相場確定の權利を持ちしものに限る事、并に委員の任期を三年とし總員三分の一は毎年退職すべき事、是は商法の定むる所にしてブラッセル市會は此定に従ひ其ブルス委員を九名となす委員は毎年一月以内に頭取副頭取書記會計各々一名づゝを互撰し十二月一日以前に右に記す二つの撰舉人名簿を其手より市參事會に出し八月一日以前に次年の收支豫算書を五月一日以前に前年の收支決算書を市廳に出す、取引所内の事務は一切委員の手に在り取締規則の如き其發する所とす

委員職掌は相場を決定する外に規則の實行に關して生ずべき一切の紛議を裁決し殊に取引の上起る差縫れを解くものにして仲裁裁判に司法の手續を用ひず代言證據など訴訟掛り

たるとは一切禁ずれども其一度裁判したる結果は終審最高にして他に上訴するを許さず求められたる仲裁事件が権利の問題なれば最早委員の與り知る所のものに非ざれば請求を拒むべし請求を拒むは右の場合に限らず例令委員の手に仲裁すべき事件にても請求し出るものにして曾て委員より仲裁を拒まれたる如き信用少なき仲間ならんには同しく仲裁を斷はるも可なる定なり

第七章 仲買及び手代

券類若しくは商品の賣買を媒介する仲買の事を商法の定むる所に據れば曰く一定の簿冊を控へ毎日之に凡百取引の始終を記しブルス閉場の後ち更に他の手帳に取引の數に關するものを寫し入れ簿冊手帳共に秘密に附すべきことなれども其事に付き争を生じ他の裁定を要する時に限り裁判官又は仲裁人丈には閱覽を許さざる可らず曰く、券類商品の實物を引渡し代金を仕拂ふべき責任を有し此任は買手或は賣手に相手一方の姓名を通じて其承諾を得たる時に終る、曰く民事に關しては自分の手に由り取引を約したる爲替手形又は他の信用書類に最後の署名の確實なることを證明するの義務あるべしと仲買が是等大躰の法律に従ひブルスに於て其職を執らんと欲すれば一年分或は半年分の免許料を添へて市廳に書面を出し一名若くは數名の手代を用ひなば書中に手代の姓名を記す仲買一人の免許料高は

一年に付き二百七十フランク「ブルツェル市中に住居し其店を有するものを二百五十フランクとす手代を用ゆれば附税として一人毎に百五十フランクの割合に由て差出し此外結算室内の席代五十フランクを納めざるべからず

毎日午後十二時三十分の開き同じく三時に閉づるバルケイに入場すべきものは又結算室にも入るものにして即ち仲買及び手代の二者なり前條に記す諸料を市に納むると雖も商業の上に義務を濟さざる最中なるか刑事民事の犯罪に由り法廷に出て居るか又或はブルス委員より何か裁判され其事未だ終らざれば入場すべからず最初より其等の事なく一時之れありしも既に濟みし仲買及び手代の姓名宿所を其入場前十五日間ブルスに掲示したる後ち委員の許を受くるを要す

仲買及び手代は共に丁年以上ならざるべからず手代は只其主人たる仲買の責任の下に働くものなれば仲買が除名さるれば其雇はれ人たる手代も亦バルケイに入るを許されざる可し若し雇主の承諾なきに自分或は他の勘定を以て取引なしたる手代は此等の如き商を容易ならしめたる事に手傳ひせし仲買手代又は同僚仲買の手代若しくは銀行及び銀行の手代の投機取引を助けたる仲買に於ける場合と同じくバルケイ入場の權を失ふ

市會は左に列記する三項の罪を犯したる仲買手代を罰するにバルケイ及び結算室に入場又

之に伴ふ相場公定の權を停止の事を以てす通例一日乃至一ヶ月間なれども重きは無限なり

第一 不正の相場又は空物賣買の相場をなしたるもの

第二 約定を果さざるもの

第三 刑事若くは民事の犯罪に罹りしもの并に秩序を亂す成行ありしもの

此外に資格の定めなく又數に制限なし至て自由なるを覺ふ

第八章 會員

取引を結ぶにパルケールあり算用を爲すに結算室あり共に仲買の占むる所にして餘人の入場を許さざれども資本家銀行家或は其他の投機者杯の如き會員と稱すべきもの、集會には又別に一室を設け之を集會室と稱し他の二者と共に取引所内の三局を成すものなり會員となりんには市廳へ集會場入を請求の書面を出し租税として一年百フランクを前納せば則ち可なり市廳より時に退場を命ずることはあるべき定めなれども別段資格を要せず人員を限らずパルケール入場の手數よりも又更に簡易なり是等の會員は各自互に取引を結ぶことなれば結算組合に加入するを常とす組合の事は後に説くべし

第九章 相場公定の方法并に相場表

パルケールの内に相場を立つる事を専務とする書記あり書記は買手或は賣手より小札に記せる相場を受取り其順に従ひ帳簿に記入し入るゝなり記し入る可き相場は當日實地に取引のありしもの并に此後の需用供給を示すものに限る相場を表に作り公定相場として發布するには現金取引ならざる可らず又價の確定せるものならざるべからず仲買は午後一時より二時十五分迄に現場受渡の約定に由り實地に取引を行ひたる相場又は將さに賣らんとし買はんとする需用供給の相場を書き記し之を委員に出すものなり
習慣に由り是迄何枚にても取引を許し來りしものを除き通常の券類は約定の高に制限あり夫れより以下は約定の外とす即ち左の如し

額面千フランク以下の券類は

十株(又は十枚)

額面千フランク以上の券類は

五株(又は五枚)

然れども枚數右の如き制限以下にして其取引高五千フランク以上に涉れば亦公定相場表中に入るゝものとす相場を上下する分數にも亦制限ありて千フランク以上の券類を一フランクとし千フランク以下の券類を五十サンチムとし其外に百を土臺に相場を立つるものは五サンチム、附付債券は凡て十二サンチム半なり假りに毎百を土臺に相場を立つる券類の例を引けば百フランク五サンチム、百フランク十サンチム、百フランク十五サンチム、或は九十九フランク九十五サンチム、九十九フランク九十サンチムなどの相場を立つる

ことをば許せども百フランク三サンチム或は七サンチムと云ふが如き五の數を以て除すべからざる端數の相場は禁ず他は是に由て類推すべし

右に述べたる實地相場并に需供相場の差出しを受取る委員は一時三十分、二時二十分、二時四十五分の三度に其表を掲示す其間今日示されたる需供相場に由り今日實地に取引を結ぶもあるべく或は誤を正し落を拾ふて修正し二時四十五分に至り全く締切り此時掲示の相場を以て當日確定のものとする以前は規則の如く實地相場をも需供相場をも同じく相場表中に記載せしかども今日實際の風は單に實地取引の相場を載せて賣んとし買はんとする相場は記入せずなり居たり爲替相場を立つるとは別に専門の仲買を定めて相場表中に載す別冊一ヶ月分の相場表に就き參考すべし

第十章 新券取引の許可

新に券類をプールの市場に持ち出し現場定期の賣買に附することを許否するの權力は委員の手に在り右請求者は額面の見本、發行價格の割合を委員に示し白耳義國の券類なれば利子を拂ふべきプルトツセル府商家の名を添ゆべし若し外國發行のものなれば其國のプールのに於て既に相場立を許され居り夫れに關する契約の正しきことを證明し政府都邑の公債に非ずして會社發行の券類ならんには會社の定款并に報告の最も近きものを出す可し其他

委員に於て鑑定調査に必要と覺ゆるときは其等に入用の書類を差出さる可からず委員は其未だ賣買を許さる前少くも八日間新出券類の名號を掲示して世の注意請求を受取り其中に取調の洩れあるを發見せしときは拾遺の事を行ひ此期中別に故障有るに非れば請求を許すものとす

然れども資本百萬フランク以下の會社株券株并に債券は最初より請求を拒まるべし資本百萬フランク以上にして他に故障なく形の如く相場を立つることを許されたる以上は毎年委員に總會の結果を報し或は消還さるべき抽籤表を差出すものなり

新出の券類を許否すると同じく一旦許して相場表中に列したるものにて全く賣買の行はれざるか或はパルクーにて其券の取引は公益に反するに至るものか假令公益に反せず賣買又行はるゝものにて總會の結果を報せざるが如き凡て規則の定めに従はざれば委員三分の二以上の議決を経て其相場立てを差止るとあり

國會の議案を勅令に由り認可したるものより出て來れる券類は以上に記す規則以外に置けり

第十一章 賣買取引并に公賣

取引の法は歐洲大陸他のプールと同じく現場定期の二様にして定期に掛金取引の法ある

ことも差越繰越を以て繼續することも月末十五日目に受渡することも亦異なることなし然れどもブルツセルのプールの定期取引の甚た少なきは全く伯林巴里に反するの事實にして一月の中殆んど皆無の例さへ多し重もに行はるゝ現場取引とて割合に盛なりと云ふに非ず倫敦にて大陸の金融市場を記す新聞雜誌の中にアントウエルプ、アムステルダムの記事は伯林巴里其外大都のプールと肩を並べ居るに獨りブルツセルの常に仲間より外れ勝ちなるを見ても亦其プールの注意を惹くに充分ならざるを推知するに足る可し尤もアービトリーとて中繼取引とでも譯出すべき賣買は隨分行はるゝよし此法は一のプールより一のプールに賣買することにて其筋は同じプール内の一の仲買より一の仲買に賣買すると異ならず投機取引の差し繰りに重寶されるものなり此アルビトリーとてブルツセルにては他のプールの爲めにさるゝのみ己れよりすることは少なし

ブルツセルプールの現場取引は賣買約定の次の立會日に結算し券類其者の受渡は其又次の立會日に行ふものとす現場取引の事は市より發せるプールの規則の中に定めあれど定期取引に至ては一句だに記す所なく僅かに委員の定むる取締規則に言ひ及ぼせるのみ其言ふ所に依れば定期取引は只バルクーの外に行ふを得ず秩序を計らん爲め或は他の原因に由りバルクー内にて中止する事あるへし約定相手は取引の條件を記せる證書を作り署

名の上互ひに取り換はすものなり若し此取り換はしなきときは夫れより紛議起るも委員は仲裁を拒むの權あり其他並の定期に前受渡權を買手に附することなど全體の趣は凡て巴厘プールに於けるものと同一なれば別に贅せず

公然相場を立つることを許可されざる券類の爲めに公賣の法あり公賣は毎火曜日プールのに於て實行し請求は前火曜日望人より委員に差出す可し委員は許可すべからずと思ふ券類の公賣を拒絶するに其理由を附するに及ばず既に許可して公賣を實行するに當り仲買或は手代の犯せし過失あるも委員の知る所に非ず

公賣に或る券類を持込み又之に應じて直を付くるものは仲買のみ其外に許すことなし公賣を望む仲買よりプールの委員に差出す書面には券類の番號、員數、額面、并に入札を受けたき最下の相場若し成行に任せんとせば相場の代りに其事を記すべし委員は券類の疑似を避くる爲め事に由らば雛形を出さしむ同じ種類の券類の公賣を異なれる仲買より一時に持込み來らば公賣實行の順は付直の高下に從ひ其最も下直なる方より始む中に成行の相場を申し出でしものあれば是を以て第一とすべし然れども茲に注意すべきは例へば二人の仲買より持込みし同一券類二組あり乙は五十圓以上と云ふ付直にして甲は成行を望む此時若し詐偽を巧み第一に公買を行ふべき成行の甲を五十四圓と云ふか如く乙の付直制限よりは

著しく高き相場を申出すものあることを委員に於て見出せば順を變ずる事なきに非ず扱て何事もなく順序に由て公賣を始めしに最初行ふ付直の公賣に買手を得ざるときは其他も共に引退け付直ある券類より始むる場合に需用を見出さざれば同じ付直のもの又は是より以上に付直の券類は凡て公賣市場より引退く此の如く既に買手なかりし後は將さに賣んとする前と同じく堅く賣人の名を秘し決して一方に知らしむることなし

公賣の實行を終りたる翌立會日に委員は前月需用ありし券類の賣買双方を一所に集め買手に賣手の姓名を通じ賣手に買手の姓名を示し券類の種類、額面、及び落札相場を記せる書面を附し双方互に引渡し互に仕拂ひせしむ委員は公賣を慥かむる爲め之を請求する仲買より其賣らんとする券類を預り置くこともあり

仲買が司法當路の向より公賣の事を命ぜられたる時は委員局付の書記と相談して時日を定む書記は賣手仲買の出す三通の揭示書に捺印の人少くも八日間掲出の後公賣を行ふ巴里ブルスにて謂ふ所の強迫取引是れなり因みに記す諸國ブルスの事、名を異にして其實を同ふるもの多し是等は可成一定の名に改め實際を誤ることなきやうにせんとはすれども起草匆卒の間或は心既に至るも筆未た及ばざること少なからむ他日の訂正を待つ

第十二章 決算組合保證金積立金

賣買取引の算用を簡易にし迅速にし又凡て誤を防がん爲めに設けたる決算組合に加入すべきものをバルケ―及び集會室に入場を得る仲買會員とす其局を結算局と云ひ其人を組合員と云ふ組合に加入せんとせば組合の役員に請求の書面を出して其許を受け仲買、會員として市廳に納税を済まし并に書面を以て規則に一致する旨を述べたる上に非されば組合に加はりて共に結算することを得ず同じ組合員にても會員は結算局内の圍ひ内には入る可らず只之に入るものは仲買手代及び仲買より定めて圍ひ内に入り已れの事務を助けしむる決算方とす手代決算方は主人たる仲買が其等の爲めに委員より申受けたる入場券を携帶せざる可からず

結算組合の役員を二部に分ち一を監督部と云ひ其他を理事部と云ふ

(甲)監督部員を三名とし二名は組合員より撰出し残る一名は委員より撰出す委員出身の部員はブルス委員の全體を代表す部員互に其長を撰び之を決算局長とし總會の席に首座を占む部員は決算組合加入の請求を承諾し拒絶し決算事務を監督の爲めに部員一名を現場に派し全體の利害に切なりと思ふことを決し特に組合員中誰か信用の點に疑はしき場合あらは出来る限り早く其旨を不信用者に關係の組合員に通し決算組合にて決算すべき券類の均一相場を確定し揭示し臨時に算用を行はしむ

(乙)理事部員は五名にして皆組合員より撰出し監督部員の如く委員を此中に交ゆることなし結算の事務を處理し又其責任を有し職務の過より起りし有形の損失は五名平等に分擔せざるべからざれども人爲の外に生じたるものは總組合員より結算の高に應じて割り出すべきものと定む理事部員は監督部員と違ひ金銀券類の實物を扱ふものなれば身元保證として一人五千フランクづゝを出し又結算手数料及び過料の收入より三分一を積立て二口合せて五名分共に五萬フランクに達せしめ其金は白耳義國の公債、州債或は市債に引き直し連署を以て興業銀行に預け其利子をば五名の私に共有すれども結算組合總員に對する保證として理事部員より預かり監督部員全體の許可あるに非れば其幾部分たりとも引戻すべからざる旨を記載せる銀行の受取證書を監督部員に差出し置かざる可からず何となれば事務保證の爲めに預くるものなればなり故に假令損失の事起るも身元保證金二萬五千フランクには手を付けずして常に其高に在らしむ

以上甲乙の二項に分ち記したる理事部員監督部員合計八名の役員は總會を催し第一結算組合に於て決算すべき券類の種類を定め第二組合員中に起る紛議を調停し第三規則に觸れしもの、除名并に復権を宣告し其外特に組合員の秘密を嚴重に守り決して洩すことなきを誓ふ

第十三章 決算法、手数料、違約、罰則、科料

決算の手續は他のプールズと同じく手形交換の法に由るものにして決算日數を三日に分つては寧ろ伯林倫敦に似て巴里には似ず其外は殆んど同様なるが如し殊に決算に手数料を取る處は他の取引賣買の風と共に自から小巴里府と稱するプルツセルのプールズには當然の事なる可し尤も注意すべきは組織の點を同ふせざるの一事にしてプルツセルにプルツセルの組織あり巴里に巴里の組織あり伯林倫敦紐育及東京皆各々其所固有の組織を異にす今茲にプルツセルプールズ結算事務を簡單に記せば報告日に次々檢閲日の午後九時迄に組合員各自の決算表を出す表は組合全員の姓名を記し用紙一定せり(用紙一葉は別に具す)夫れ々々の欄内に授受すべき券類、授受すべき金高、授受の金高券類を差引の上、我れより渡すべき或は我に受くべき残りの券類金高を記し入れ若し券類の渡分あらば之を局に預くることにして之に預人の名を記せる勘定書を添ゆ右の預込みは檢閲日に次く決算日數三日の最後なる受渡日午後三時半より五時に至るまでの間とす檢閲日の午後九時迄に出すべき決算表を定刻に出さざれば猶豫一時間後の十時に至るも猶出さず受渡日午後五時までに預く可き金高券類を其時に至るも預け込まざれば共に其者を以て約定の義務を果さざるものとなし關係の組合員に決算表を修正せしめ違約の券類は再賣再買に附す組合員中違約の如き信

用を欠く可き行爲の著しきものは組合に就き結算することを得ざるべし尤も後日復権を願ひ出で、其時請求を許されざれば一年の後に至り歎願す可し再び請求して再び拒絶されたるものは最早二度と結算組合に加入すること能はざるに至るものなり

結算表の差出の時刻即ち檢閲日午後九時に後るゝものは其度毎に過料を徴せられ初度は五フランク二度目は十フランク三度目以上は二十フランクとす檢閲正しからざるなどの過失より餘計な手数を掛る時は五千フランク以下は表の差出しを避刻と同じ過料なれども五千フランク以上なれば割合に由て過料を徴し初度を千分の一とし二度目を千分の二とし三度目以上を千分の四とす結算組合の許可なきものと結算せん爲めに表を出すものへは初度二十フランク二度目五十フランク三度目以上百フランクの過料を納めさせ其四度目に至れば只に過料を徴するのみならず又信用如何の場合の如くに除名することある可し

結算に課する手数料の割合を記せんに額面千フランク或は其分數付の券類は額面百毎に二フランクなれども一決算表に二十フランクより以上を課することなし新に發行して拂込未た全たからざる券類は臨時決算の時と同じく額面百毎に一フランクにして極上の制限は一決算表二十フランクなれども又一フランクよりは下ならざる定めなり

前の二項に分記せる過料手数料の収入を如何に處置すべきやと云ふに其高を三分し三分の

二を普通の費用并に理事部員及び雇人の給料又は印刷の代に充て跡の三分の一は理事部員五名の積金として二十五萬フランクに達するまで積立て保證金と共に券類に改め銀行に預け此高に達したる後は積立を止む

明治二十五年七月廿四日印刷
明治二十五年七月廿五日出版

定價金壹圓

編纂者
兼發行者

小野友次郎

東京市芝區芝公園第五號地
三番地

印刷者

愛敬利世

東京市神田區淡路町二丁目
四番地

發賣元

交詢社

東京市京橋區南鍋町一丁目
十二番地

賣捌所

東京市日本橋通一丁目

大倉書店

全

全通三丁目

丸善商社

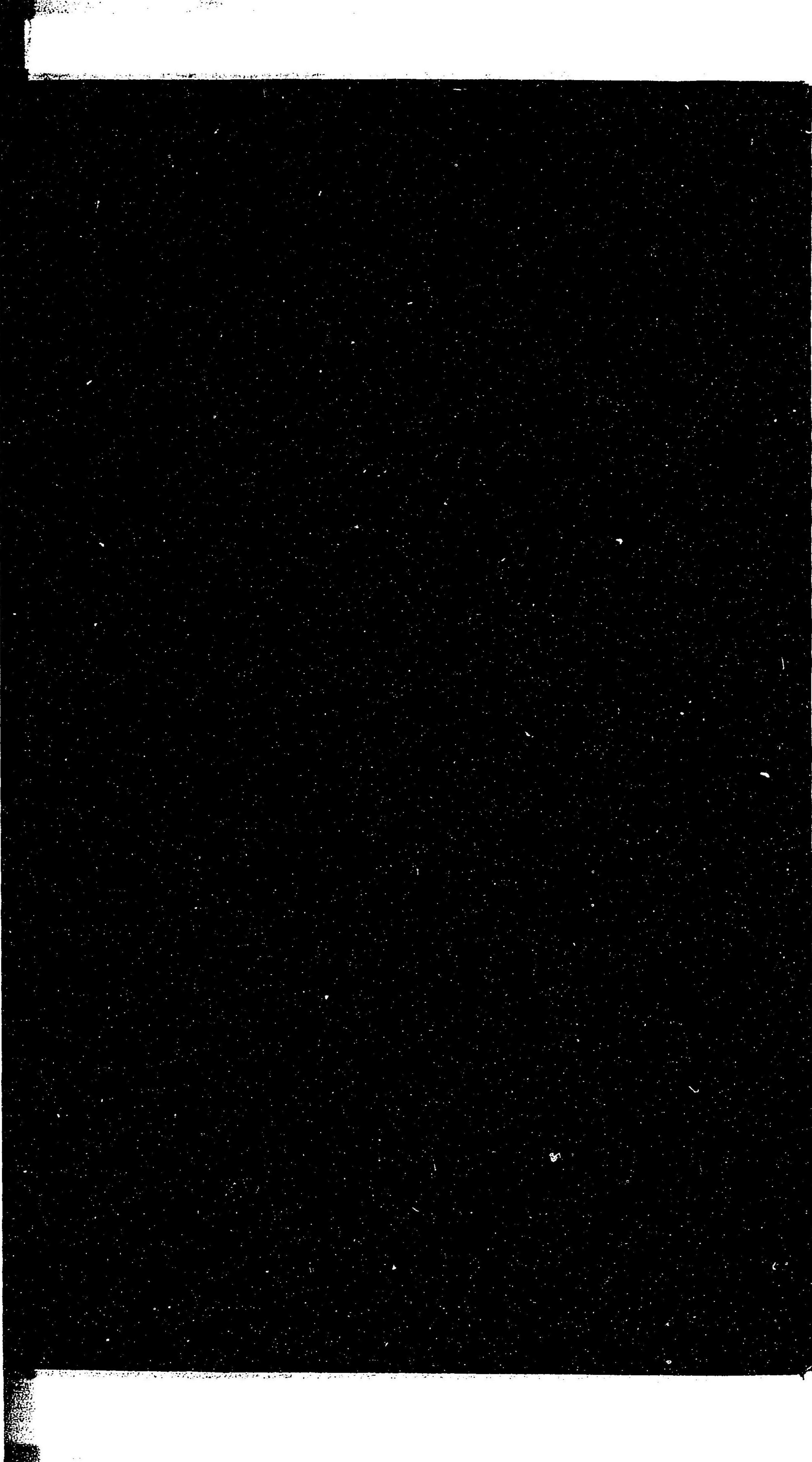
全

全本石町一丁目

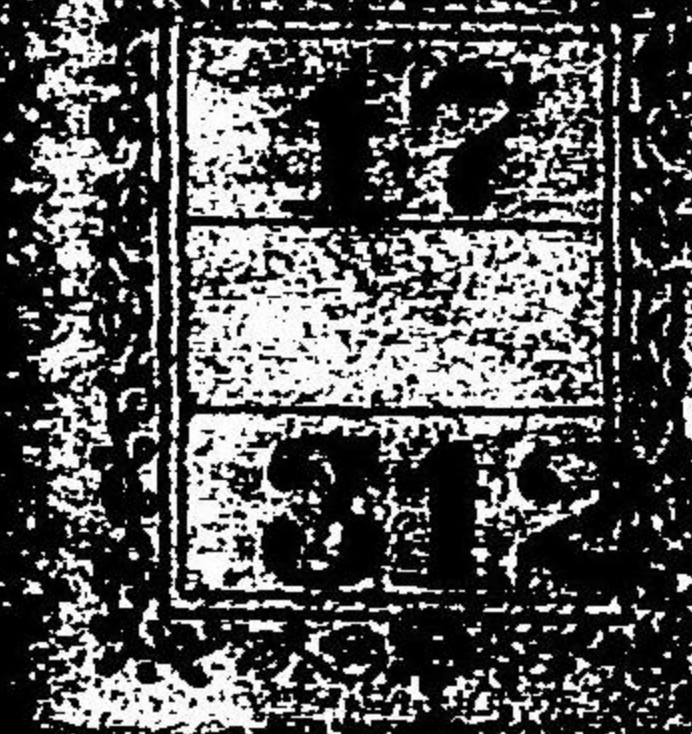
博文館

37

17
312



2



044064-000-1

17-312

ブルース

小野 友次郎/編

M25

BDM-0190



